平成２８年（フ）第４４９号
東京都小金井市貫井北町１丁目14番６号ハウスセルレア202
債務者　清水久美子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
長崎県佐世保市鹿町町深江553番地15
債務者　岩本　富子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
愛知県新城市字二本松６番地６
債務者　浅野　訓邦
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５１号
愛知県新城市字二本松６番地６
債務者　浅野　充永
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５３号
愛知県蒲郡市三谷町八舗120番地３　加藤アパートＡ棟西号
債務者　田口　豊
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５１号
東京都小金井市本町４丁目17番12号三船方
債務者　山口　智巳
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４１号
横浜市鶴見区本町通２丁目84番地１　ニックハイム鶴見第七　202
債務者　大崎　和正
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８４号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷２－９－25　ハイム月山１－Ａ、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬２丁目１番20号　サンライフ片瀬107
債務者　小池みどり
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９１号
横浜市磯子区広地町11番25号　高宮方
債務者　菅原佐知子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５７号
東京都府中市美好町２丁目45番地の２
債務者　石橋　勇樹
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１３号
横浜市神奈川区三ツ沢中町29番１－101号
債務者　飯田　康紀
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９０号
横浜市中区打越57番地１　ポートヒルズ横濱105号室
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９５号
横浜市旭区川井本町57番地８　市営川井本町住宅３棟409号
債務者　増田　房子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９８号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目７番40号
債務者　小磯　浩
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３９号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目７番１号　パピーズガーデン102号
債務者　青木　勲
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部